

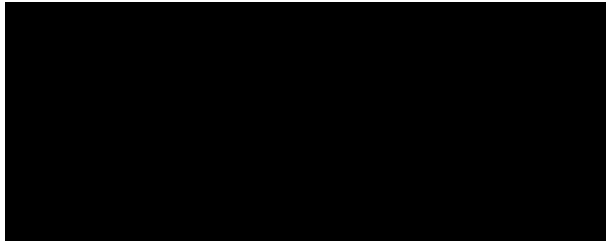
申請枠区分

通常枠

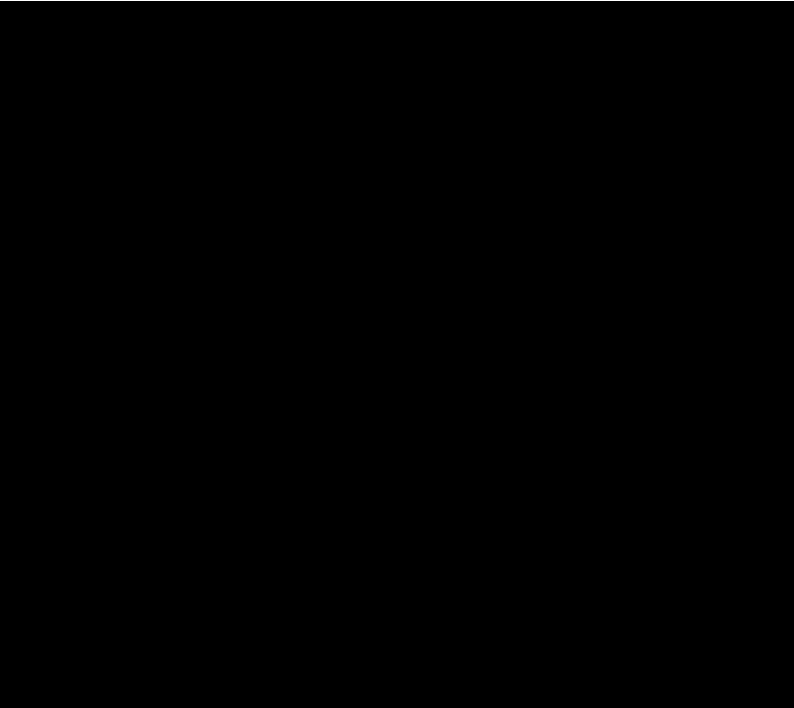
申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint



団体情報から転記



1. 助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1) 申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について (情報公開同意書)

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

公益財団法人B&G財団

団体代表者 役職・氏名

理事長 菅原悟志

分類

法人番号

10104-05-010542

団体コード

申請団体の住所

東京都港区虎ノ門3丁目4番10号

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際しなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について
<input type="text"/>
(2)公正な事業実施について
<input type="text"/>
(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)
<input type="text"/>
(4)情報公開について(情報公開同意書)
<input type="text"/>
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
<input type="text"/>

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	災害時技術系ボランティア団体による地域に密着した「防災・減災プログラム」事業		
	事業名(副)	平時からの循環型防災教育を通じた防災力・減災力の強化		
	団体名	公益財団法人B&G財団	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	④災害支援事業			
事業の種類2	防災・減災支援			
事業の種類3				
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
	⑨ その他
	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥ 女性の経済的自立への支援
	⑨ その他
	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
11.住み続けられるまちづくりを	17.14 体制面/政策・制度的整合性 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。	災害復旧支援や地域防災力の向上を通じて、地域社会の安全・安心な居住環境を確保する活動。
4.質の高い教育をみんなに	4.3 2030年までに、全ての人が男女の区別なく、手の届く質の高い技術教育・職業教育及び大学を含む高等教育への平等なアクセスを得られるようにする。	地域住民への防災教育や安全研修を通じて、防災知識・スキルの向上に貢献。
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	地方自治体・他団体・ボランティアとの連携を通じ、持続可能な防災ネットワークを構築。

I.団体の社会的役割

(1)団体の目的	193/200字
B & G 財団は1973年3月の設立から50周年を迎え、「青少年の健全育成」と「地域活性化と地方創生」を基本理念に位置づけた5ヵ年計画を策定した。5つのミッション「子ども・子育て支援」「防災と災害復興」「海と環境」「健康と生きがいづくり」「コミュニティ再生とまちづくり」を柱として、時代の変化に対応し、「B & G 海洋センター」を設置する自治体と共に、社会課題の解決に向けた事業を推進している。	
(2)団体の概要・活動・業務	150/200字
主に海洋性レクリエーションや健康づくりを通じた青少年の健全育成を目的に、艇庫・プール・体育館からなる「B & G 海洋センター」を全国480市町村に建設し、無償譲渡した。2021年度からは、全国に防災拠点の整備を進め、（現在84拠点）災害発生時は、相互支援体制によるスムーズな資機材の運用を目指している。	

II.事業概要					国外活動の有無	-	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/3/1	(終了)	2029/3/31	対象地域	全国	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められません。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	災害時技術系ボランティア団体等の活動を通じて、若年層の地域防災意識を高め、継続的に関わる次世代の担い手を育成。 平時からの協働関係構築により、災害時の連携・出動調整を迅速化。				(人数)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災教育プログラム実施数 年6回以上（1団体2回以上） ・合同訓練実施数 年2回以上（1団体2回以上） ・育成されたオペレーター数 30名以上（1団体10名以上） ・災害時に出動できる態勢の整備地域数 3地域以上 		
最終受益者	災害時には自助・共助・公助が自然に行える状態を構築させる。最終的には、災害時に被害を受けやすい地域住民（高齢者・障がい者・子ども等）が、安全に暮らせる地域社会の実現を目指す。				(人数)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域連携協定数 3地域以上（1団体2地域以上） ・循環型の防災教育を導入する学校 6校以上 ・災害時にボランティア活動が出来る人材の登録100名以上 		
事業概要	<p>近年、気候変動の影響により地震・豪雨・土砂災害などの激甚災害が全国で頻発しており、行政の対応能力を超える事態が増加しています。特に発災直後の初動期には、道路啓開や土砂撤去など専門技術を要する作業が求められますが、自治体や地域防災組織には十分な技術や機材がなく、支援の遅れが住民の安全や生活再建に影響しています。一方、重機操作や建設技術を持つ災害時技術系ボランティア団体は高い即応力を有していますが、自治体との連携体制などが不十分で、活動が円滑に行えない課題があります。また、活動地域外への支援要請や現場へのアクセス困難が生じるリスクもあります。さらに、ボランティア自身の被災や人材・機材不足により、活動が停滞する可能性もあります。自治体との連携体制が十分に機能せず、情報共有の遅れや重複支援が発生する恐れもあります。これらに備え、平時から防災協定の締結や手順書の整備、安全研修などを徹底し、実効的なリスク管理体制を構築する必要があります。</p> <p>この課題を解決するため、技術系ボランティア団体を中心となり、自治体・企業・学校・住民と連携して、①地域や学校での循環型防災・減災教育、②防災協定締結による技術支援・派遣体制の整備、③重機操作講習や実践研修による人材育成を実施します。これにより、平時からの協働と教育を通じて、地域に根ざした「自助・共助・公助」の連携体制を強化し、災害対応力の向上を目指します。</p>							
600/600字								

III.事業の背景・課題

(1)社会課題	874/1000字
<p>近年、日本各地で地震・豪雨・土砂災害などの大規模災害が頻発しており、被災現場では行政・自衛隊・消防などの公的支援だけでは十分に対応しきれない状況が多く見られます。特に発災直後の「72時間の初動対応」では、道路啓開、土砂撤去、仮設通路の確保など、専門技術を要する作業が必要となります。しかし、自治体職員や地域防災組織にはそれらの技術や機材が十分に備わっていない場合が多く、支援の遅れが住民の安全確保や生活再建に大きく影響しています。</p> <p>一方、各地域には重機操作や建設業などの災害時技術系ボランティア団体が存在しており、彼らは平時から地域の安全確保に高い使命感をもって活動しています。これらの技術系ボランティア団体は、災害発生時に被災地の状況を即座に把握し、現場での判断と作業を実行できる実践的な力を備えています。しかし現状では、自治体との連携体制や法的枠組みが十分に整っておらず、活動がスムーズに行えないという課題があります。特に「どの範囲まで行政の支援対象となるのか」「安全管理や責任の所在をどう定めるか」といった点が曖昧なままの地域が多いです。</p> <p>また、災害対応の現場では、行政が中心となる公式支援ルートと、ボランティアが主導する民間支援ルートが並行して動くことが多く、情報共有の遅れや重複支援、現場混乱を招く要因にもなっています。こうした課題を解決するためには、平時から自治体と技術系団体が防災協定や連携会議を通じて顔の見える関係を築き、災害発生時の役割分担や連携手順を明確にしておくことが不可欠です。</p> <p>さらに、地域の防災教育においても、自治体職員や学校教職員だけでは伝えきれない「現場で使える知識」や「実践的な訓練」を、技術系ボランティア団体が担うことに大きな意義があります。彼らの技術力を教育・訓練プログラムに取り入れることで、地域住民の実践力を高め、災害時の自助・共助を強化できます。したがって、自治体と技術系ボランティア団体が相互に役割を理解し、制度面・運用面の両方で協働関係を構築することは、今後の災害対応力向上にとって不可欠な基盤です。</p>	
(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況	153/200字
<p>近年、行政は災害時の官民連携強化を目的に、技術系ボランティア団体との協定締結や訓練参加を進めています。内閣府や都道府県は「災害時受援体制ガイドライン」に基づき、専門団体の登録制度や調整会議を設ける動きが広がっています。しかし、地域間で体制整備の差が大きく、実働連携や平時の情報共有は未だ十分とはいえません。</p>	
(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況	152/200字
<p>B&G財団は、自治体と連携して防災拠点の設置や災害時の相互支援体制構築事業を実施しています。全国各地に防災拠点を整備し、油圧ショベルやスライドダンプ、救助艇などの機材を配備しています。また、自治体職員や防災担当者を対象に研修やワークショップを開催し、災害時要配慮者対応や地域連携の技術向上を図っています。</p>	
(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義	155/200字
<p>休眠預金を活用することで、平時からの地域防災・減災活動や災害時技術系ボランティアの基盤整備を継続的に支援できます。平時の教育や訓練、合同訓練、ネットワーク構築に資金を投じることで、即応力を高めつつ地域防災モデルを確立できます。また、柔軟かつ迅速な資金活用により、地域や団体の状況に応じた効果的な支援が可能です。</p>	

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム
<p>自治体・企業・NPO・住民が連携する地域防災ネットワークが強化される。</p> <p>技術系ボランティアが地域防災計画・地域防災訓練の正式なメンバーとなる。</p> <p>技術教育・防災・減災教育プログラムが、全国にモデル展開され、他自治体においても導入を開始。</p>

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配団体100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
① 地域・関係者の変化 地方自治体、地元建設業者、防災士会などの連携協定や協働体制が整う。		防災・減災教育プログラムが3地域で定期的に実施される仕組みが確立される。 技術系ボランティア団体が地域防災計画の一部に位置づけられる（例：協力団体登録など）		事業開始時は0を想定、公募後に実行団体の状況を把握する			年2回×3地域＝6回実施／延べ300人参加
② 参加者・人材面での成果 自治体職員や地域企業、学生など延べ300名以上が実践的な防災技術や防災・減災の知識を習得。		研修修了者の一部が「地域のボランティア」として登録される。 学生（高校・専門学校生など）が防災・技術分野に関心を持てる基盤の整備。		事業開始時は0を想定、公募後に実行団体の状況を把握する			年間に100名が修了、30名が団体に登録
③ 教育プログラムの整備成果 重機操作、救助艇、ドローンなどの教材・マニュアルが整備される。		訓練成果を可視化する評価シート・安全基準ガイドラインが作成される。 実施プログラムが他地域に転用が開始される。		事業開始時は0を想定、公募後に実行団体の状況を把握する			3自治体＋5団体と協定締結
④ 組織・運営面での成果 技術系ボランティアの団体間で合同訓練・情報共有の文化が生まれる。		資金分配団体と実行団体の間で、研修内容のモニタリング・成果評価の枠組みが整う。		事業開始時は0を想定、公募後に実行団体の状況を把握する			合同訓練等で互いの組織をリスペクトし相乗効果を狙う

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金分配100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
①自治体との連携・協定締結 災害時の役割分担や派遣ルールを明文化した覚書・協定の締結件数 定期的な打ち合わせや合同訓練の実施回数 地域における循環型防災・減災教育を定期的に実施		自治体・団体との協定が締結され、町内から県外まで地域連携体制が整備される		事業開始時は0地域			協定数3地域以上 学校における防災教育が年2回以上
②ノウハウ・技術指導 重機操作や安全管理に関する研修・指導の実施 防災・減災プログラムの作成・改善		防災・減災に関する教材・マニュアルが整備され、汎用性の高い教育プログラムが展開される		事業開始時は0を想定、公募後に実行団体の状況を把握する			年度ごとにマニュアルを改訂
③ネットワーク・情報共有基盤の整備 緊急連絡網や共有プラットフォームの運用開始 活動記録や訓練結果の自治体・NPO間での情報共有体制確立		技術系ボランティア団体間での合同訓練と情報共有の仕組みが確立する。		事業開始時は0を想定、公募後に実行団体の状況を把握する			定期的な合同訓練と情報共有会議を半期ごとに開催
④人材育成・能力向上 スタッフやボランティアの防災・減災スキルの向上 自治体職員や地域関係者への研修参加人数の増加		研修修了者の一部が地域の技術系オペレーターとして登録され、災害時をはじめ、防災・減災イベントでも活躍する		事業開始時は0を想定、公募後に実行団体の状況を把握する			年度ごとに新規の人材を確保すると同時に、信頼できるオペレーターを確保
⑤活動の可視化・評価 訓練や演習の成果を報告書や資料で可視化 改善点や課題を整理し、次の対応計画に反映		成果発表・活動報告会の開催		事業開始時は0を想定、公募後に実行団体の状況を把握する			年度ごとに活動報告会を開催し次年度の計画に反映させることで可視化を定着させる

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
<ul style="list-style-type: none"> ・実行団体公募・選定（2026年3月～5月）に向けた、説明会や相談会を行う。 ・選定後の事業開始に向けたプログラム策定と活動拠点とのマッチング（協働）打合せを行う。 	2026年3月～2026年5月	83/200字
<p>【1年目】基盤整備・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重機オペレーターや災害ボランティアを対象に、安全講習・技能研修を実施（年4回程度）。 ・自治体・他NPO・企業との協定締結を進め、災害時の連携体制を確立すると同時に学校等での防災教育の実施 ・広報体制（ホームページ・SNS・活動報告会）を整備し、支援者・寄付者の拡大を図る。 	2026年5月～2027年3月	152/200字
<p>【2年目】地域連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時の地域貢献型有償事業を展開する。例として、空き地整備、農地復旧、小規模土木作業、防災訓練での協力などを想定する。 ・重機講習会を開催し、参加費収入を得るとともに人材育成を行う。 ・企業のCSR寄付プログラム（重機オペレーター企業研修）など、多様な資金調達手法を確立する。 ・地域防災イベントへの参加や学校教育との連携により、地域住民との信頼関係を深めると同時に地域内での循環型防災教育を定着させる 	2027年4月～2028年3月	212/200字
<p>【3年目】自走</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平常時の収益事業と寄付収入により、重機維持費・燃料費・人件費の自賄いを実現する。 ・団体内に指導者（トレーナー）層を育成し、他地域NPOへの技術移転を開始する。 ・自治体との防災協定を正式に締結し、公的支援制度と連携する。 ・会計・情報公開体制を強化し、社会的信用を確立することで、継続的な支援・寄付の循環を生み出す。 	2028年4月～2029年3月	168/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
<p>【1年目】組織基盤強化</p> 会計管理・労務管理・ガバナンス体制の整備 団体の中長期計画づくり、リスク管理体制構築 オペレーター育成、防災教育プログラムスタッフの育成、団体内部の役割分担・育成設計	2026年5月～2027年3月	96/200字
<p>【2年目】人材育成・研修支援</p> 事業担当者・講師向けのマネジメント研修、評価研修の実施 ボランティア安全管理・災害現場でのリスク対応講座の実施 オペレーター育成プログラム、防災教育プログラムスタッフの派遣・奨励	2027年4月～2028年3月	104/200字
<p>【3年目】ネットワーク形成支援</p> 他地域の実行団体との情報交換会・共同研修の開催 防災・減災分野の専門家、自治体、企業とのマッチング強化 連携体制（防災技術支援ネットワーク）の構築支援	2028年4月～2029年3月	91/200字

V. 広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	本事業においては、支援の対象となる団体の様々な活動について、重機等の操作レベル向上だけでなく、循環型の防災教育を通じて、防災部署だけでなく教育関係者とも繋がりを持たせます。これにより、新たな災害時技術ボランティア団体などの成果や効果を、マスコミやSNSを通じて知名度向上につなげます。。	143/200字
連携・対話戦略	自治体と防災協定や覚書を締結することで、災害時技術ボランティア団体としての信頼度を向上させます。同時に、地域における人材育成や地域住民に対する防災・減災意識の向上、循環型の防災教育の定着を図ることで、近隣自治体にもその波及効果が期待できます。	121/200字

VI. 出口戦略・持続可能性について **助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。**

<p>資金分配団体</p>	<p>本事業の目的・趣旨は、当財団の中長期計画における5つのミッションの（2）「防災と災害復興」に位置付けているほか、2021年度から現在も継続中の「防災拠点の設置および災害時相互支援の構築事業」として、継続的に事業展開をしている領域です。他団体からの助成金や自主財源、寄付金も合わせて総合的に事業資金を確保し、継続性を担保します。</p> <p>ハード面での支援だけでなく、ソフト面への支援に対しても、全国の防災拠点（84拠点）との連携協力により、当財団のビジョン・ミッションに沿った事業を推進します。採択後3年間にわたり、事業進行管理、成果測定、組織基盤強化、ネットワーク構築等の伴走支援を実施することにより、各団体が自立的に地域防災教育を継続できる体制を確立し、地域全体の防災・減災力を底上げします。</p>	<p>344/400字</p>
<p>実行団体</p>	<p>本事業で実行団体に想定している災害時技術系ボランティア団体は、いずれも事業開始の時点で災害時の活動実績があり、自立運営ができていることを前提としています。活動拠点自治体との協定や覚書を3年以内に締結すると同時に、県内の近隣自治体とも協定を締結します。重機等を扱える人材育成だけでなく、地域の防災力向上のために循環型の防災教育を定着させます。3年目以降は、自治体からの事業委託や企業協賛、受講料収入などの複線的な財源で自立運営を図ります。</p> <p>4年目以降の年間運営費を想定し、助成終了後も継続可能な地域防災教育モデルとして定着させることを目指します。</p>	<p>272/400字</p>

VII. 関連する主な実績

<p>(1) 助成事業の実績と成果</p>	<p>785/800字</p>
<p>B&G財団は2019年度に資金分配団体として採択され、全国10団体の実行団体を選定しました。対象となった子どもたちは、障害児、児童養護施設の児童、ひとり親家庭の子どもなど、家庭環境や障害の有無によって自然体験の機会に制約がある子どもたちです。活動内容は、海や水辺を活用したカヌー・SUP・ウィンドサーフィンなどの海洋性レクリエーションや自然体験が中心で、地域における交流やインクルーシブ社会の実現を目指しました。</p> <p>事業期間中は、実行団体への伴走支援も行い、事業計画立案支援、自己評価支援、器材整備、人材育成など、組織体制の整備にも力を入れました。</p> <p>アンケート調査では、参加した子どもたちの不安感や緊張が低下し、生活充実度が向上する傾向が確認されました。実行団体の報告では、神奈川県茅ヶ崎市のOcean's Loveがサーフィン活動を通じて知的・発達障がい児の社会性や自尊感情の向上を促し、保護者から「普段できなかったことができるようになった」との声が寄せられています。また、宮城県仙台市の宮城県障がい者カヌー協会では、パラカヌー競技活動を通じて障がい児の選手育成や地域のボランティア・協力体制の構築を進めています。3年間の事業を通じて、子どもたちへの自然体験活動の推進、活動の発展・拡大のための人材やボランティア、協働体制の強化、地域資源を活かしたオリジナリティあるモデルづくりと地域づくりの推進ができ、事業終了後も、実行団体や全国のB&G海洋センター・海洋クラブでは、得られたノウハウや器材、連携モデルが活かされています。</p> <p>以上のように、子どもたちの自然体験機会を拡充し、地域を巻き込んだ実践を通じて体験格差の是正やインクルーシブな社会づくりに一定の成果を上げています。心理的・非認知的成長や地域資源の活用も確認され、今後の継続・拡大に向けた基盤が築かれたと言えます。</p>	
<p>(2) 申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等</p>	<p>732/800字</p>
<p>① 調査研究・実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）には「技術系専門委員会」が設置されており、「床下・屋根上・重機などの専門技術を有する支援経験のある団体」がメンバーとして、災害時の連携やノウハウ共有、資料整備を行っています。 ・「技術系ボランティアの災害復興支援活動の実態と考察」という論稿では、建築や土木の専門技術を持つボランティア団体が、一般のボランティアでは対応が困難な土砂撤去、屋根被害、高所作業などにあたっており、その活動実態と課題が整理されています。 <p>② 他セクター・団体・企業等との連携・マッチング・伴走支援実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術系ボランティアは自治体や地域防災組織、社会福祉協議会（社協）等と連携しており、被災地で実際に活動が進んでいます。例えば高所作業を行う際には、「技術系ボランティア」「建設業・土建組合」「自治体災害ボランティアセンター」が役割分担し、安全管理も含めて協働していたという事例があります。 ・被災地では、技術系NPOが自治体や被災地社協、現地ボランティアセンター等と即応連携し、発災直後から通路確保や重機投入、撤去作業を行った報告もあります。 <p>③ 事業事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉県台風15号被害の際には、屋根被害や高所作業の対応として、地域の災害ボランティアセンターが「建築・土木専門技術を持つ人材（技術系ボランティア）募集枠」を設定し、地域の建設業や土建組合と協働して活動していた事例があります。 ・能登半島地震や東北での豪雪被害、九州台風、静岡県の竜巻被害などでは、B&Gの防災拠点から重機（ショベル・ダンプ）を派遣し、交通が寸断された地域で技術系NPOが重機等を用いて通路確保、道路啓開、土砂撤去などの作業を行いました。 	

VIII. 実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	3団体から5団体	
(2)実行団体のイメージ	沿岸部、河川、山間部などの災害時に、重機や専門機材を活用して現場対応ができる技術系ボランティア団体を想定しています。具体的には、災害時のがれき撤去、土砂除去、道路啓開などの活動経験を有し、地方自治体や社会福祉協議会、消防、B&G財団などと連携した実績を持つ中小規模のNPO法人、または任意団体です。	149/200字
(3)1実行団体当り助成金額	資金規模は720万円から1,200万円程度を想定しています。1,200万円の場合は、3団体に対して、1年目600万円、2年目300万円、3年目300万円の配分です。3年目以降は、自治体や企業等との協定先を増やすことで自走可能な体制を整え、4年目以降の資金確保を目指します。	136/200字
(4)案件発掘の工夫	専門技術や機材を保有しているものの、資金・人材・運営ノウハウの不足により、持続的な活動体制の構築が課題となっている団体を支援の対象とします。同事業を通じて、実行団体が自立的な活動基盤を整備し、他団体や自治体と連携しながら、地域防災ネットワークの中核的存在となることを目指します。災害時技術系ボランティア団体等から公募を行い、地域に密着した活動展開が期待できる実行団体の獲得・選定を行います。	195/200字

IX. 事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	・資金分配団体担当者 専従プログラムオフィサー 2名、一部事務等の分担 1名 専従①専門家・実行団体との相談による事業・評価設計、実行団体の活動支援、対象者・関係者調査 専従②実行団体および協力団体・企業との連携体制構築支援 外部評価：総合監修、事業・評価設計と助言				164/300字
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載
※資金分配団体用	2	新規採用人数 (予定も含む)	1	名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)
		既存PO人数	1	名	予定なし(左記メンバーは全員本事業専従予定)
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	倫理規則により、不正行為や社会的規範に反する行動の防止を明示し、違反時の処分（役員の解任、職員の処分）について定めている。利益相反の防止については情報公開規則により公開を定めている。 コンプライアンスの管理処理については、コンプライアンス規則に定めると共に、①コンプライアンス担当理事、②コンプライアンス委員会、③コンプライアンス統括部門を組織に置き、施策立案と実施を担務している。				191/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし				

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/03/01 ~ 2029/03/31	
資金分配団体	事業名	災害時技術系ボランティア団体による地域に密着した「防災・減災プログラム」事業
	団体名	公益財団法人B&G財団

	助成金
事業費	42,239,000
実行団体への助成	36,000,000
管理的経費	6,239,000
プログラムオフィサー関連経費	18,982,000
評価関連経費	3,387,000
資金分配団体用	2,037,000
実行団体用	1,350,000
合計	64,608,000

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)					
実行団体への助成					
-					
管理的経費					

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)					
プログラム・オフィサー人件費等					
その他経費					

3. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (C)					
資金分配団体用					
実行団体用					

4. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B+C)					

資金計画書資料 ②自己資金・民間資金

(1)事業費の補助率

	自己資金・民間資金 合計 (D)	助成金による補助率 (A/(A+D))
助成期間合計		69.8%

(2)自己資金・民間資金からの支出予定

自己資金・民間資金からの支出予定について、調達予定額、調達方法、調達確度等を記載してください。

年度	予定額[円]	調達方法	調達確度	説明（調達元、使途等）
2025年度		内部留保	C:調整中	
2026年度		内部留保	C:調整中	
2027年度		内部留保	C:調整中	
2028年度		内部留保	C:調整中	

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	公益財団法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	B&G財団		
郵便番号	105-8480		
都道府県	東京都		
市区町村	港区		
番地等	虎ノ門3-4-10		
電話番号	03-6402-5310		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://www.bgf.or.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/bgzaidan	
		https://x.com/bg_koho	
		https://www.youtube.com/user/bgchannel	
		https://www.instagram.com/bgzaidan/	
設立年月日	1973/03/28		
法人格取得年月日	1973/03/28		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	マエダコウキチ
	氏名	前田康吉
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	スガワラサトシ
	氏名	菅原悟志
	役職	代表理事

(3) 役員

役員数 [人]	16
理事・取締役数 [人]	9
評議員 [人]	5
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	34
常勤職員・従業員数 [人]	34
有給 [人]	34
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	0
有給 [人]	0
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5) 会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	0
ボランティア人数(前年度実績) [人]	
個人正会員 [人]	
個人その他会員 [人]	

(6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7) 監査

年間決算の監査を行っているか	外部監査で実施
----------------	---------

(8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10) 助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	207
申請前年度の助成総額 [円]	1,915,927,623
助成した事業の実績内容	海洋センター施設の修繕・災害復旧修繕、プール施設熱中症対策事業、海洋性レクリエーション器材配備、第三の居場所開設・運営支援、ふるさとゆかりの偉人マンガの製作等

(11) 助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	日本財団助成事業、スポーツ庁受託事業、子どもゆめ基金、ノエビアグリーン財団助成事業、

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所まで、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	災害時技術系ボランティア団体による地域に密着した「防災・減災プログラム」事業
団体名:	公益財団法人B&G財団
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出してください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
確認が必要です。E列に未記入があります。	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
●社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第16条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第17条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第17条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第17条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第15条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第18条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第21条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第18条
●理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第23条
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第23条
●理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第31条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第31条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第31条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第31条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第30条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第33条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第36条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第33条
●理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第24条
●監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第8条
●役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程	第3、6、7条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程	第5条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的な人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規則	第1条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規則	第4条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規則	第4条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規則	第6条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規則	第7条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規則	第4条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規則	第6条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報保護に関する達	第1条～21条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規則	第4条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規則	第4条
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規則	第6条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規則	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規則	第5条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規則	第5、7条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規則	第4、5条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規則	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	組織規程	第2、3、4、5条
(2) 職制		公募申請時に提出	組織規程	第6条
(3) 職責		公募申請時に提出	組織規程	第6条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	文書処理規程	第12、14、15、16、17条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	職員給与規程	第3、6、7、8、9、17条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	職員給与規程	第7、13、14、15、19、20条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書処理規程	第14、15、16、17条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書処理規程	第23、25条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書処理規程	第27条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	定款	第7、8、44条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規則	第5条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規則	第8条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規則	第7条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規則	第9条～17条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5、6条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第22、23、24条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第7、10、12、13、14条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第22から第30条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第48、49、50条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第51、52、53条